

# 第4回厚真町議会臨時会説明資料

令和4年5月9日

## 目 次

厚真町税条例等の一部改正について	3頁～26頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	27頁～29頁
令和4年度厚真町一般会計補正予算（第1号）について	30頁～39頁



## 厚真町税条例の主な改正事項

### 1 町民税関係

- (1) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得割の課税標準の整備  
(条例第33条)  
所得税の確定申告書に特定配当等及び特定株式等譲渡所得の記載があるときは、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得金額には適用しない規定の整備  
(令和6年1月1日施行)
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金の整備  
(条例第34条の7)  
公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金の経過措置終了に伴う規定の整備  
(令和4年4月1日施行)
- (3) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の整備  
(条例第34条の9)  
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除は、所得税の確定申告書に記載された額を適用する規定の整備  
(令和6年1月1日施行)
- (4) 公的年金所得者の町民税の申告の規定の整備  
(条例第36条の2)  
公的年金所得者の町民税の申告義務に係る控除額(配偶者特別控除額)の規定の整備  
(令和6年1月1日施行)
- (5) 給与所得者等の扶養親族申告書の規定の整備  
(条例第36条の3の2、第36条の3の3)  
給与所得者に係る扶養親族申告書の記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加、公的年金受給者に係る扶養親族申告書に一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族(退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者の提出義務の追加及び記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の整備  
(令和5年1月1日施行)
- (6) 住宅借入金等特別税額控除の規定の整備  
(条例附則第7条の3の2)  
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期間を令和15年度から令和2

0 年度まで延長し、居住年を令和 3 年から令和 7 年まで 4 年間延長する規定の整備  
(令和 5 年 1 月 1 日施行)

- (7) 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定の整備  
(条例附則第 16 条の 3)

所得税の確定申告書に上場株式等の配当等の分離課税がある場合に限り、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を適用する規定の整備  
(令和 6 年 1 月 1 日施行)

- (8) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の整備  
(条例附則第 20 条の 2)

所得税の確定申告書に特例適用配当等の分離課税がある場合に限り、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を適用する規定の整備  
(令和 6 年 1 月 1 日施行)

- (9) 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の整備  
(条例附則第 20 条の 3)

所得税の確定申告書に条約適用配当等の分離課税がある場合に限り、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を適用する規定の整備  
(令和 6 年 1 月 1 日施行)

- (10) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定の整備  
(条例附則第 26 条)

住宅借入金等特別税額控除の適用期間が延長(附則第 7 条の 3 の 2)されたことに伴う規定の整備  
(令和 5 年 1 月 1 日施行)

## 2 固定資産税関係

- (1) 固定資産課税台帳の閲覧の手数料の規定の整備  
(条例第 73 条の 2)

固定資産税課税台帳に記載されている事項について閲覧する場合において、登記所が当該住所に代わる住所を通知した場合は、その住所を記載したものを閲覧する規定の整備  
(民法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日)

- (2) 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定の整備  
(条例第73条の2)

固定資産税課税台帳に記載されている事項について証明書を交付する場合において、登記所が当該住所に代わる住所を通知した場合は、その住所を記載したものを証明する規定の整備

(民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日)

- (3) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の整備

(条例附則第10条の3)

省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う規定の整備

(令和4年4月1日施行)

- (4) 宅地等に係る固定資産税の特例の整備

(条例附則第12条)

令和4年度に限り、商業地等の負担調整措置として、令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額とする規定の整備

(令和4年4月1日施行)

### 3 その他

- (1) 納税証明書の交付手数料の規定の整備

(条例第18条の4)

固定資産税課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、登記所が当該住所に代わる住所を通知した場合は、その住所を記載したものを交付する規定の整備

(民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日)

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第18条の3（略） （納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第19条～第32条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>第1条～第18条の3（略） （納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第19条～第32条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>5 （略）</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>第34条～第34条の6 （略） （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号及び第2号に掲げるものに関しては、それぞれ北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)に定めるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところに</p>	<p>5 （略）</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>  (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>第34条～第34条の6 （略） （寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号及び第2号に掲げるものに関しては、それぞれ北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)に定めるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところに</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>より控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人</p>	<p>より控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p><u>(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>
<p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p>	<p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p>
<p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄</p>	<p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p>	<p>附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第34条の8 (略)</p>	<p>第34条の8 (略)</p>
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>
<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当</u></p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第35条・第36条 （略） （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第</p>	<p>3 （略）</p> <p>第35条・第36条 （略） （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記</u>しなければならない。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親</u></p>	<p>税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記</u>しなければならない。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除</p>	<p>族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。第2号において同じ。) 又は<u>扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第36条の4～第47条の6 (略) (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納</p>	<p>く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第36条の4～第47条の6 (略) (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、<u>法第762条第1号</u>に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 （略）</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 （略）</p> <p>第49条～第73条 （略）</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 <u>法第382条の2</u>に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の<u>閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>の手数料は、別に定めるところによる。ただし、<u>法第416条第3項</u>又は<u>第419条第8項</u>の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p>	<p>税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、<u>法第762条第1号</u>に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 （略）</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 （略）</p> <p>第49条～第73条 （略）</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 <u>法第382条の2</u>に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧の手数料</u>は、別に定めるところによる。ただし、<u>法第416条第3項</u>又は<u>第419条第8項</u>の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、別に定めるところによる。</p> <p>第74条～第140条の7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の3 (略)</p> <p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の4～第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、別に定めるところによる。</p> <p>第74条～第140条の7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の3 (略)</p> <p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の4～第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	3 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
4 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
5 法附則第15条第23項第2号及び第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	5 法附則第15条第24項第2号及び第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
6 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	9 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
10 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	12 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
13 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	13 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
14 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
15 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	15 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
16 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	16 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
17 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	18 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
19 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
20 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
21・22 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	21・22 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3 （略）	第10条の3 （略）
2～8 （略）	2～8 （略）
9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）
(4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日	(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>10 （略）</p>	<p>10 （略）</p>
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) （略）</p>	<p>(1)～(3) （略）</p>
<p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p>	<p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p>
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>12 （略）</p>	<p>12 （略）</p>
<p>第11条～第11条の2 （略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>第11条～第11条の2 （略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、</p>	<p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第13条～第16条の2（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年度の所得税について特定上場株式等の配当</u></p>	<p>当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第13条～第16条の2（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 （略）</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべ</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第16条の4～第17条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、</p>	<p><u>き年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。.)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第16条の4～第17条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第17条の3～第20条（略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5（略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係</p>	<p>第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>第17条の3～第20条（略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5（略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5（略）</p> <p>6 <u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)</u>における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの</p>	<p>る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5（略）</p> <p>6 <u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)</u>における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する</p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第21条～第25条（略）</p>	<p>条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)</p> <p>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第21条～第25条（略）</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

厚真町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
第27条・第28条（略）	第27条・第28条（略）

厚真町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(厚真町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 厚真町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族( )の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 (町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(厚真町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 厚真町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例の規定中個人の町民税に係る部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>

## 厚真町国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う国民健康保険料の賦課限度額の改正

### 2 改正の主な内容

#### (1) 基礎賦課限度額の改正

(条例第18条の6)

「63万円」を「65万円」に限度額を引き上げる。

#### (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正

(条例第18条の6の12)

「19万円」を「20万円」に限度額を引き上げる。

#### (3) 保険料の減額

(条例第22条第1項)

減額後は、基礎賦課限度額を超えない規定の改正

「63万円」を「65万円」に改正(第18条の6の改正に伴う改正)

(条例第22条第3項)

減額後は、基礎賦課限度額を超えない規定の改正

「63万円」を「65万円」に改正(第18条の6の改正に伴う改正)

「19万円」を「20万円」に改正(第18条の6の12の改正に伴う改正)

(条例第22条第4項)

減額後は、基礎賦課限度額を超えない規定の改正

「63万円」を「65万円」に改正(第18条の6の改正に伴う改正)

### 3 施行期日

交付の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第18条の5の2 (略) (基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第14条又は第18条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の6の2～第18条の6の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の6の12 第18条の6の3又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の7～第21条 (略) (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又</p>	<p>第1条～第18条の5の2 (略) (基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第14条又は第18条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の6の2～第18条の6の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の6の12 第18条の6の3又は第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>第18条の7～第21条 (略) (低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条の2～第35条（略）</p>	<p>は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>第22条の2～第35条（略）</p>

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	1188
事業名	エネルギー地産地消事業(町事業)			所管G			経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
210,688	179,931			30,757		※エネルギー地産地消事業基金繰入金 30,757			

◆ 事業の目的

エネルギー地産地消事業において設置した木質バイオマス発電機（新町地区）の隣接地にハウスを建設し、イチゴ生産や育苗を行う。  
また、こぶしの湯あつま（本郷第2地区）と北海道電力の電線を連系するための工事を行う。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

- 1 最先端デジタル園芸導入事業工事請負費 207,480千円  
 統合型自動環境制御システム（環境・かん水の管理、天窓の自動制御（温湿度管理）、CO2の自動制御、日照比例かん水制御システム）を導入することで、労働時間の短縮と品質の安定化を図る。  
 (1) イチゴ生産施設（1,100㎡程度）  
 (2) イチゴ育苗施設（180㎡程度）
  
- 2 木質チップ製造委託料 1,908千円  
 イチゴハウスの完成に併せて、木質バイオマスボイラーの試運転および本稼働を行う必要があるため、エネルギー地産地消事業において整備したしたチップパーを使い必要なチップの製造を委託する。  
 ※製造委託期間は150日程度を想定。製造量に応じて委託料を支払う。
  
- 3 北海道電力工事負担金 1,300千円  
 太陽光パネル等の設置により契約電力が増加することから、こぶしの湯あつまと北海道電力の電線を連系（逆潮流なし）する際に高圧線及び引込線が容量超過となるため張り替えを行う。  
 (1) 張り替え距離 230m

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	1188
事業名	エネルギー地産地消事業(町事業)			所管G			経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆ 事業の概要（2ページ目）続き

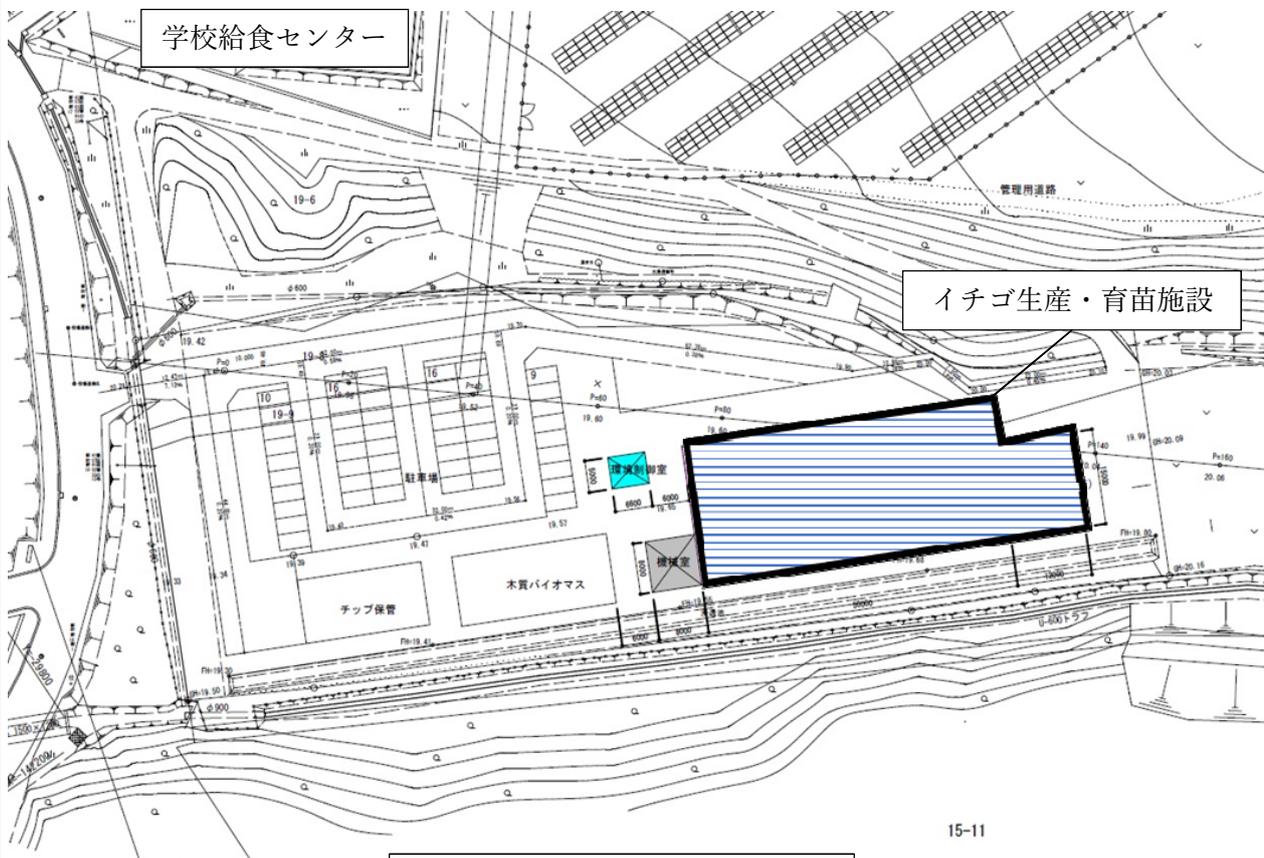


図 イチゴ生産・育苗施設配置図



# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	1	目	3	事業	1260
事業名	介護人材確保支援事業			所管G			福祉G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
2,100					2,100				

◆ 事業の目的

全国的な介護人材不足に加え、新型コロナウイルス感染のリスクから介護事業者への就職控えや雇用者の離職等により、法令基準を満たす人員体制を維持することが厳しくなっている現状を踏まえ、介護人材確保に要するかかり増し経費に対し補助することにより、町内事業者の緊急的な介護人材確保対策を支援する。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 事業内容

(1) 緊急介護人材確保対策支援事業補助金

ア 補助対象者

法令で定める人員配置基準を満たした安定的な運営ができず事業を休止しているまたは人員配置基準欠如により介護報酬の減算要件に該当する事業所

イ 補助対象経費

- ① 求人広告費および人材紹介業者からの紹介を受け介護職員を雇用した際に払う手数料等の経費
- ② その他必要と認められる経費
- ③ 補助対象経費の上限額 1,500千円

ウ 補助金額等

補助対象経費の10分の7以内

(2) 事業予算額 2,100千円 (対象者見込み2件)

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	936
事業名	スマート農業推進事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
2,801	2,801								

◆ 事業の目的

デジタル化を活用した地域農業の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なスマート農業のモデル・サービスを実装し、新たな農業経営モデルの確立を目指す。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 事業内容

スマート農業技術によるビニールハウスの栽培環境管理技術の導入を支援する。  
また、将来的な育苗用ビニールハウスの二次利用や園芸用ビニールハウスにおける連作障害の回避に向けた新たな複合経営モデルとしての普及検討を行う。

(1) 導入するスマート農業技術

- ア 自動巻き上げ装置（温度管理）
  - イ 養液栽培システム（水分管理、養分管理）
  - ウ ハウス内環境モニタリングシステム（ハウス内環境の監視、栽培データ蓄積）
- ※ビニールハウスは既存の施設を活用

2 事業実施者

2名（うち1名…ミニトマト2棟、うち1名…大玉トマト1棟）

3 事業費

区分	金額（千円）	補助率	備考
国庫交付金①	1,556	1/2	デジタル田園都市国家構想推進交付金
国庫交付金②	1,245	①の補助残の 8/10	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金
自己負担額	311	—	
計	3,112		

<b>補正予算額</b>	<b>2,801</b>	(①+②)
--------------	--------------	-------

4 推進体制

厚真町	統括・総括
とまこまい広域農業協同組合	システム管理・営農指導
ホクレン農業総合研究所	システム管理・営農指導
事業実施者（生産者）	システム導入・運用・営農

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	2	目	1	事業	1283
事業名	林道改良事業				所管G		森林再生推進G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
6,500		3,250	3,200		50				

◆ 事業の目的

北海道胆振東部地震で被災した林道の改良工事を行う。  
 幹線林道幌内栄線栄工区改良事業は、令和3年度に大雪の影響により年度内に完了することができず工事を中止したが、被災森林の復旧に欠かせない施設であるため、本年度、継続して事業を実施する。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 事業内容

- (1) 幹線林道幌内栄線栄工区改良事業
  - ア 工事延長 278m
  - イ 工事請負費 6,500千円





# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1222
事業名	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
51,220	45,440				5,780				

◆ 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者の事業活動に対する支援や、町内事業者の売り上げ向上、消費者の購買意欲向上や生活の下支え支援を目的とする。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 小規模事業者経営持続化給付金交付事業 11,850千円

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業活動に影響を受けている事業者の固定経費等に要する支援を行い、経営への不安を解消する一助とする。

(2) 事業の概要

ア 交付対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく小規模企業者で次のいずれかに該当する者

- ① 飲食店（酒類の提供を主とする宴会場やスナック等を含む）
- ② 宿泊業
- ③ 理髪店及び美容院並びに令和2年2月の北海道の緊急事態措置に伴う休業要請の対象となった施設で令和3年（2021年）の売上が前々年（2019年）と比べ30%以上減少している者

イ 給付額

店舗等の床面積に応じた給付額とし、次の3つの区分とする。

床面積	給付額
80㎡以下	30万円
80㎡超え120㎡以下	45万円
120㎡超え	60万円

ウ 補正予算額

- |   |        |       |          |               |
|---|--------|-------|----------|---------------|
| ① | 30万円給付 | 12事業者 | 3,600千円  | (300千円×12事業者) |
| ② | 45万円給付 | 5事業者  | 2,250千円  | (450千円×5事業者)  |
| ③ | 60万円給付 | 10事業者 | 6,000千円  | (600千円×10事業者) |
|   |        | 合計    | 11,850千円 |               |

エ 申請期限 令和5年3月31日（申請先 厚真町商工会）

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1222
事業名	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
									別添資料
<p>◆ 事業の概要（2ページ目）続き</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策商品券事業 36,500千円</p> <p>(1) 事業の目的          新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みやロシアのウクライナ侵攻の影響等による物価上昇により、町内事業者の売り上げや消費者の家計は厳しい状況になっている。          プレミアム付き商品券を発行し、域内の経済循環により本町経済活動のテコ入れを図る。</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>ア 事業主体          厚真町地域活性化商品券実行委員会</p> <p>イ 商品券の取扱概要</p> <p>① 商品券の名称 あつまエール商品券          ② プレミアム率 25%          ③ 購入価格 1口10,000円（額面12,500円）          ④ 販売総数 14,000口          ⑤ 購入限度額 1世帯20口（額面250,000円）          ⑥ 使用有効期間 令和4年7月中旬から令和5年1月中旬まで（予定）          ⑦ 購入申込期間 令和4年6月中旬6月下旬まで（予定）          ⑧ 購入期間 令和4年7月中旬から令和5年1月中旬まで（予定）</p> <p>ウ 補正予算要求額</p> <p>① プレミアム分補助 35,000千円（14,000口×2,500円）          ② 事業費補助 1,500千円          要求総額 36,500千円</p> <p>エ 本事業に係る事業費</p> <p>① 収入</p> <p>商品券販売額 140,000千円（10,000円×14,000口）          プレミアム分（町補助） 35,000千円（2,500円×14,000口）          事務費（町補助） 1,500千円          合計 176,500千円</p> <p>② 支出</p> <p>額面総額（換金額） 175,000千円（12,500円×14,000口）          事務費 1,500千円（商品券印刷、宣伝費等）          合計 176,500千円</p>									

# 補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1222
事業名	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

別添資料

◆ 事業の概要（3ページ目）続き

3 飲食店応援緊急経済対策商品券事業 2, 870千円

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、道内全域に令和4年1月27日から3月21日までの約2カ月間、まん延防止等重点措置が適用されていた影響により、解除後においても、飲食店への出足が回復に至っていない。

町内の飲食店限定で使用できる「あつまフードエール券」を発行することで、外出自粛要請等の影響により生活習慣（巣ごもり・外出控え）が変化している昨今の状況を改善し、コロナ禍以前の賑わいの回復を図ることを目的とする。

(2) 事業の概要

ア 商品券の概要

- ① 商品券名称 「あつまフードエール商品券」
- ② プレミアム率 50%
- ③ 購入価格 1口5,000円（額面7,500円）  
1,000口販売
- ④ 購入限度額 1人4口（額面30,000円）
- ⑤ 購入方法 窓口販売（先着順）
- ⑥ 購入期間 令和4年7月中旬から令和5年1月中旬まで  
（完売次第終了）
- ⑦ 使用期間 令和4年7月中旬から令和5年1月中旬まで

イ 補正予算額

- ① 商品券作成・販売・換金業務委託料 370千円  
商品券の作成、販売並びに換金業務の事務委託料
- ② 飲食店応援緊急対策事業補助金 2,500千円  
プレミアム分2,500円/1口×1,000口=2,500千円

ウ 本事業に係る事業費

- ① 収入
 

商品券販売額	5,000	千円	(5,000円×1,000口)
プレミアム分（町補助）	2,500	千円	(2,500円×1,000口)
事務費（町委託）	370	千円	（商品券印刷等）
合 計	7,870	千円	
- ② 支出
 

額面総額（商品券換金額）	7,500	千円	(7,500円×1,000口)
事務費（町委託）	370	千円	
合 計	7,870	千円	